

2009年7月28日

Zenken通信 (vol. 52)

▽ 今回のお届け情報

Title: 国土交通省「09年度補正事業の円滑執行を指示」

Outline

添付資料P1~4

○国土交通省は、平成21年度補正予算に盛り込んだ直轄事業の執行に当たり、入札契約事務を円滑に実施するよう、各地方整備局に指示した。

[指示事項]

1. 地域要件の適切な設定について
2. 地域企業の適切な評価について
(詳細については、情報を入手次第お知らせいたします。)
3. 契約相手の活動状況等の把握について

担 当 : 事業企画課 林

国官総第 93 - 2 号
国官会第 465 - 2 号
国 地 契 第 13 号
国官技第 86 - 3 号
国 営 計 第 45 号
平成 21 年 6 月 23 日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

平成 21 年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における
入札・契約業務等の円滑な実施について

この度「平成 21 年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について」（平成 21 年 5 月 29 日付け国会公第 21 号）により、平成 21 年度補正予算による追加事業を含めた当省所管事業について、早期執行、適正価格での契約の推進を図るとともに、地域企業に対する適切な評価の推進等について通知されたところである。これを踏まえ、下記事項に留意の上、入札・契約業務等の円滑な実施に努められたい。

記

1. 地域要件の適切な設定について

工事品質を確保する上で地域の実情に精通している者を契約の相手方とすることが効果的である工事については、十分な競争環境が確保される範囲内で、より地域性を重視した地域要件とすることができるものとする。

2. 地域企業の適切な評価について

総合評価方式の実施に際しては、元請企業のみならず、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社の地域への精通度や貢献度等についても適切に評価することができるものとする。なお、詳細は別途通知する。

3. 契約相手の活動状況等の把握について

競争参加資格に地域要件を設定している工事について、支店又は営業所の資格で入札参加した建設業者を落札者として決定した場合には、必要に応じて、契約の締結に際して、当該支店又は営業所の運営状況や専任技術者の配置状況等について確認できる資料の提出を求めるとし、その旨を入札公告及び入札説明書に明示することとする。また、提出された資料については、適宜、その写しを建設業許可部局に情報提供するものとする。

各発注機関の長あて

国土交通事務次官

平成21年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

先般、政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において、「経済危機対策」が決定され、このうち雇用対策、金融対策、低炭素革命、底力発揮・21世紀型インフラ整備、地域活性化等、安全・安心確保等の緊急性や政策効果の高い施策を実施するための「平成21年度補正予算」が5月29日に成立し、所要の予算が追加されたところである。

平成21年度国土交通省所管事業の執行については、既に平成21年3月31日付け国会公第195号により種々御配慮をお願いしているところであるが、補正予算による追加事業を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。

(官庁営繕部、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会事務局)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

記

1. 平成21年度当初予算に係る所管事業について、積極的な施行に努めるとともに、平成21年度補正予算による追加事業についても、早期かつ着実に実施すること。
2. 入札・契約手続を早期かつ適正に行うため、総合評価落札方式における提出資料の簡素化等により、可能な限り一般競争入札方式等の手続に要する期間の短縮に努めるとともに、工事の種類、現場条件等を考慮した概算数量発注や詳細設計付工事発注の積極的活用等により、引き続き事務の改善及び効率化に努めること。

3. 工事の発注に当たっては、平成21年4月の低入札価格調査基準価格の引き上げを含めたダンピング受注の防止徹底や不調・不落対策等による適正価格での契約を推進しつつ、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等を推進すること。

また、地域建設業経営強化融資制度等に関する債権譲渡承認事務の迅速化、工事検査及び支払事務の迅速化に努めるとともに、下請業者に対する請負代金の金額の設定及びその支払が適正に行われるよう、「建設業法」（昭和24年法律第100号）等の関係規定の遵守を請負業者に徹底すること。

4. 政府においては、近日中に「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定する予定であるので、その趣旨を踏まえ、引き続き適切な発注ロットの設定、分離・分割発注等により中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

国会公第 21 号 - 2
平成 21 年 5 月 29 日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市の長 殿

国土交通事務次官

平成 21 年度第補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

標記について、別添のとおり地方支分部局、関係独立行政法人等に通達したところですので、参考までに送付します。

(都道府県)

なお、貴管内関係市町村等に対しても、周知方お願いします。